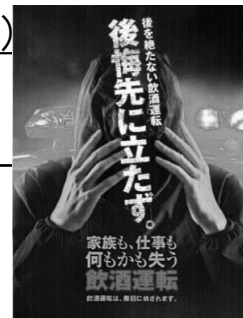


# 飲食店を営む皆様へのおしらせ

飲酒運転の根絶をめざし制定された

「和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例」(施行平成31年4月1日)に定める飲食店を営む皆様の取組は次のとおりです。



## 広告物等の掲示

和歌山県や飲酒運転の防止に関する活動を行う団体が提供する

- ・飲酒運転の防止に関する意識の啓発をはかるための広告物
- ・飲酒運転をするおそれのある利用客には酒類を提供しない旨の表示を店内に掲示するよう努めましょう。

## 利用客に対する取組

- ・酒類の提供を求める利用客に対し、店までの交通手段を確認しましょう。
- ・交通手段が車両の場合、飲酒運転をしないで帰宅する手段を確認しましょう。
- ・帰宅する手段が確認ができない場合、利用客に対して酒類の提供をしてはいけません。
- ・駐車場がある店は、駐車場の見やすい場所に飲酒運転の防止に関する広告物を掲示しましょう。

これらの取組が日常的に行われず、お店の利用客が飲酒運転違反者になった場合は、公安委員会からの通知、指示、掲示等命令等による改善が求められます。

正当な理由なく指導に応じないときは、

インターネットでの公表や罰則の対象

となることがあります。



「自分の店から絶対に飲酒運転違反者を出さない!!!」  
という強い意志で取り組んでください。

和歌山県のホームページで条例の本文や啓発用チラシが、  
和歌山県警のホームページで店内掲示用チラシや従業員用マニュアルが、  
ダウンロードできますので、条例の確認や取組に活用してください。



# 来店した利用客に飲酒運転をさせないマニュアル

- 飲酒運転根絶に関する啓発ポスターやリーフレットの掲示、飲酒運転をするおそれのある利用客へ酒類を提供しない旨の表示を店内の見やすい場所に掲示してください。
- 駐車場のある店舗では、駐車場にも掲示してください。
- 店内での掲示は、メニューやテーブルtent、コースターを利用するなど工夫してみてもいいでしょうか。

## 来店時の対応

**CHECK!**

### 利用客が1人で車で来た場合

- 帰宅手段を確認してください。
- 帰宅手段を確認できない場合や運転して帰ると答えた場合「公共交通機関、運転代行の利用、家族等に迎えに来ていただかないかぎり、お酒は出せません」とはっきり伝えてください。

**CHECK!**

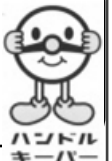
### 利用客がグループ(複数)で車で来た場合

- 帰宅手段やグループ内のハンドルキーパーを確認し、車で帰宅する利用客やハンドルキーパーには絶対にお酒を提供しないでください。
- また、運転者以外の人にも理解を求め、運転して帰る人にお酒を勧めないようお願いすることが大切です。

**POINT!**

ハンドルキーパー運動とは、仲間で飲食する場合、お酒を飲まない人、つまりハンドルキーパーを決め、その人が仲間を家まで送り届ける運動のことです。

- ★ 帰宅方法などが確認できれば、伝票に印をつけるなど、従業員間で情報を共有し、運転して帰る利用客が誰なのかを、きちんと把握しましょう。
- ★ ハンドルキーパーの方には、目印となるリボンやバッジをつけてもらうとよいでしょう。



## 店内での対応

**CHECK!**

車を運転して帰宅する予定の利用客が飲酒していないか確認しましょう。

### 運転して帰宅する予定の利用客が飲酒していた場合

- 飲酒した「運転して帰る予定の利用客」に再度、帰宅手段を確認してください。
  - 飲酒運転をしようとしている場合は、しないよう説得してください。
  - 代行運転、公共交通機関の利用、家族に迎えに来てもらうなど提案してください。
  - グループで来店され、「飲酒していない利用客」がいる場合には、免許の有無を確認し、運転をお願いしてください。
  - 運転代行を利用すると答えた場合、運転代行への連絡は、できる限り店からするようにしてください。あらかじめ、近隣の運転代行業者を把握しておくとう便利です。
- ★ 説得に応じず運転して帰ろうとする場合は、車のナンバー等を控え、110番や最寄りの警察署に通報してください。